

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 8 6 号
件 名	コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額、拡充を求める意見書の提出について
要 旨	<p>県内の私立高校は、それぞれの学校において、建学の精神に基づき豊かな教育を推進するため努力を重ねながら、県内の教育を支える担い手としての役割を果たしています。</p> <p>こうした中、私立高校においては、2020 年度に国の高等学校等就学支援金制度が拡充され、年収 590 万円未満世帯に最大 39 万 6,000 円（年額）が支給され、本県の私立高校授業料は一部の学校を除き、この世帯の保護者の授業料負担がなくなりました。しかしながら、授業料以外の施設設備費約 8 万円（県内平均年額）に加え、入学金約 15 万円（県内平均）の負担は残されたままとなっています。本県には独自の学費助成制度として、施設設備費及び入学金への一部助成が行われていますが、助成対象となるのは年収 250 万円未満世帯のみで、僅か私立高校生家庭の 9 %程度にしか該当しません。</p> <p>公立と私立との学費格差は、国の制度が拡充された後も、年収 590 万円未満世帯で私立高校の場合、約 14 万円から 24 万円（年額）の負担があるのに対して、公立高校は無償か僅か 5,650 円の入学金負担のみとなっており、さらに年収 590 万円から 910 万円未満世帯では、私立で約 47 万円の負担があるのに対して、公立は 5,650 円の入学金負担のみと、学費格差は歴然となっています。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和 4 年 9 月 6 日 市民厚生常任委員会
受 理	令和 4 年 8 月 22 日 第 207 号

今、新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活を脅かしています。とりわけ私立高校生の保護者にとっては、学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念されます。

私立高校生に対する国の就学支援金制度の拡充、さらに県独自の学費助成制度の拡充によって、学費の公私間格差の是正を図ることが強く求められます。

また、教育条件においても公私間の格差是正が求められています。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約 74%を占めるのに対し、私立高校は約 59%と専任教員の比率が公立よりも大幅に下回っています（2021 年度調べ）。専任教員の少なさを補う形で、雇用期間の定めのある常勤講師が私立高校には多く見られます。私立高校は、建学の精神に基づく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人ひとりの生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。

専任教員数に公私間格差がある最大の要因は、私立高校経常経費に対する国、県の公費支出の少なさにあります。公立高校生には、1人当たり約 111 万円が支出（2019 年度会計）されていますが、私立高校生に対しては約 36 万円（2022 年度）の公費にとどまっているのが現状です。専任教員増を可能とするため、私立高校への経常経費助成増額が強く求められます。

以上の状況を御理解の上、地方自治法第 99 条の規定により、コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額、拡充を求める意見書を採択の上、関係機関に意見書の送付を行うよう陳情いたします。